

● 京都府議会 2007 年 2 月定例会で日本共産党の府議が行なった一般質問の概要をご紹介します。

目次

久守一敏一般質問	1
原田 完一般質問	8
梅木紀秀一般質問	14

京都府議会 2007 年 2 月定例会 一般質問

久守 一敏（日本共産党 京都市伏見区）2007 年 2 月 13 日

耐震診断や耐震改修の促進と支援制度について

【久守】

日本共産党の久守一敏です。先の通告により知事並びに関係理事者にお伺いいたします。

まず、耐震診断や耐震改修の促進と支援制度についてです。

多くの犠牲を出した阪神・淡路大震災から 12 年が過ぎました。国の中央防災会議は、京都府下の各地で震度 7、広範な地域で震度 6 強になる震度分布図を公表し、大規模地震の発生確立も高まっているとしています。

昨年、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正・施行され。政府は、「耐震化の目標」を「住宅と、学校・病院・百貨店、事務所などの特定建築物の耐震化率を 2015 年までに少なくとも 90%へと引き上げる」としました。本府でも「耐震改修促進計画」を作成し、耐震化率を同様に引上げるとしています。計画と目標を持って対応することは重要ですが、問題はこれを保証する制度をしっかりと確立することです。何よりも府民の命と暮らしを守る、まちづくりや支援が必要ではないでしょうか。

私どもは、これまでも府民の暮らしや生活の中心である住宅への耐震診断の支援、府民が使いやすい、使える制度を繰り返し求めてきました。2004 年 9 月議会では、前窪議員が、滋賀県が耐震診断・改修の目標をきめて取り組み始めたことを紹介し、耐震診断補助や木造住宅の耐震改修促進のための補助制度を提案しました。また、昨年 9 月の私の代表質問でも、静岡県の実例を具体的に紹介し、助成制度の創設と耐震改修の促進を求めました。知事は、「耐震対策は府民の安心・安全にとって重要」「密集市街地内の木造住宅などから重点的優先的に助成する制度や府独自に伝統工法の減災につながる支援策を検討しているところ」と答弁され、今議会に、あらたに「木造住宅耐震改修助成事業」が提案されています。地震による住宅倒壊の被害から府民の命と暮らしを守る施策として歓迎するものです。

そこで提案された内容について、お伺いします。

一つには、今回の補助が「密集市街地」1ha 当たり 30 棟以上に適用されること、床面積が 240㎡以

下に限定していることです。被害が大きくなる点では、密集地ほど可能性が高くなることは当然ですが、旧耐震基準以前の住宅は府下全域にあり、被害を受けることに変わりはありません。府民の命と暮らしを守る視点で、「密集市街地」「面積」要件をなくし、すべての住宅を対象にすべきです。いかがですか。

また、寝室や居室・台所などの一部改修についても検討課題とされてきましたが、前向きの検討が必要ではないでしょうか、いかがですか。

二つには、所得税控除の問題です。府の提案では、対象事業額が120万円で、府および市町村補助が2分の1の60万円ですが、国が実施をする所得税控除を差引き、結局48万円です。徳島県では、税制支援とあわせて80万円を超える助成とし、固定資産税の減額措置も実施しています。

耐震改修の負担は大きく国や府の支援は欠かせないものです。格差の拡大や住民所得の減少の中で、耐震改修の促進には国の制度に上載して実施すべきです。いかがですか。

三つには、知事が答弁された、府独自に伝統工法の減災につながる支援策の検討についてです。今回の提案には、これが含まれていません。市町村や専門家と十分協議し、すみやかな実施を求めるものです。いかがですか。

次に、今回対象となっていないマンションなどの支援について伺います。本府内で、古い耐震基準によって建てられたものは、2万から2万5千戸余り、全体の34%で、全国的にも高いクラスと言われています。それだけに、耐震改修促進は重要な課題です。ただ、マンションの改修には、木造住宅よりさらに多額な費用負担とともに、住民の合意形成が必要です。本府が実施をしている集合住宅の耐震診断の利用実態はすくなく、住民の合意形成の難しさや制度の活用の困難さを示しています。

私は、建築後32年経過した、4棟380戸の分譲マンションの耐震診断報告会の内容をお聞きしました。調査の結果は、著しく地震耐力が不足しており、大規模な補強が必要であるとの報告でした。報告会の住民からは、「あと後10年したら建替えだ、そんな大変な補強工事等必要ない」「高齢化が進む中、住民合意は不可能だ」等の激しいやりとりがあり、1棟の簡易診断は、構造計算書や図面をもとに約300万円、概略補強で約2億円はかかると診断され、4棟では約9億円が見込まれました。

困難を抱えるマンションの耐震改修について、管理組合の役員さんや専門家の人たちは、「行政の補助は、マンションが耐震診断・改修をすすめるうえで強い後押しになるし不可欠」と指摘しています。

そこで二点伺います。一つは耐震改修助成です。いま全国で、制度をもっているのは、阪神大震災で一番大きな被害を受けた兵庫県を始め東京、埼玉、神奈川、静岡、大阪、福岡などの自治体です。制度の進んでいる横浜市では、1603棟の簡易診断、77棟の精密診断と旧耐震の88%が診断を終了しています。それでも、住民合意の難しさ、過大な負担や支援策の不足で耐震改修は進んでいません。

耐震改修の合意の上でも、管理組合や住民が利用しやすく負担軽減につながる耐震改修助成制度をつくるべきだと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

二つ目は、耐震改修に向けての合意形成をすすめるうえで重要な役割を果たすアドバイザーの養成と派遣についてです。

マンションの相談について私どもが委員会や本会議質問でお伺いしても、住宅供給公社で専門家により相談を実施しているとの答弁が繰り返されてきましたが、その実績は、簡単な相談は電話やホームページでの対応、弁護士や建築士相談は平日に時間を合わせて来所という状況で、使いにくい制度との声です。

東京都では、管理の講座や相談、建替え検討書の作成等に派遣制度があり、神奈川・大阪・兵庫等でも実施されています。

そこで本府も無料の、管理の講座や相談、検討書の作成の派遣制度など、住民の合意形成と診断・耐震補強に向けたアドバイザーの養成と派遣を実施すべきです。いかがですかお答えください。

【知事】 耐震改修の助成についてですが、建築物の耐震対策は府民の安心安全を確保する上で大変重要な課題であると考えています。先日の代表質問で林田議員にもお答えしましたとおり、今年度から、平成

27年までの間を期間といたしまして、現在74%である住宅の耐震化率を90%に引き上げることを目標とする耐震改修促進計画の最終案をいま取りまとめている。耐震化を進めるためには、木造住宅、耐震化率が55%と少ないために、従来から市町村連携をした、耐震診断事業や耐震診断フェアを実施するとともに、安心安全のリフォーム融資を行ってきた。そうした中で、特に地震が発生した場合に道路をふさいでしまい、救助や非難活動が非常に難しくなる。そういう恐れのあるところ、そしてそこからまた、都市火災の危険性のある密集市街地内の木造住宅については、優先をして改修助成に取り組むことが必要でありますので、このために密集市街地の防災力を高めるため、今回新たな補助制度を設けることとした。そしてその場合に、一般的な木造住宅の規模では、このくらいが上限と考えられております、延べ面積の240平米までの木造住宅について、今申しましたような要請をふまえ、建物全体を耐震基準に適合させる改修工事への助成を行うこととし、必要な予算を議会にお願いしている。

【土木建築部長】 耐震改修助成制度については、改修工事を行った場合に国による所得税の還付が制度化されております。こういったことを踏まえまして、住民の負担に差が生じないように税の還付額、それから助成額の合計が同じになるよう処置をすべきものと考えております。それから、伝統工法によって建てられた住宅の耐震対策につきまして、耐震診断や文化的景観的な価値を残す改修工法等、研究すべき課題がありますことから、市町村、大学の研究者等々とも連携をしながら引き続き検討をしまいたいと考えております。マンション等については、耐震改修の促進に向けて市町村と連携した診断の助成制度を今年度すでに創設をしたところであります。マンションに対する耐震改修助成のあり方につきましては、引き続き検討していくこととしている。なお、マンションの耐震改修に対するアドバイザーについてですが、すでにマンションの管理に関しまして、包括的にアドバイスできるマンション管理士が、制度化されております。京都府もこれまでからマンション管理士団体が行う制度普及活動を支援することで管理組合等の制度利用をはかっている。

【久守】

知事は安心・安全第一だ、そして府民の命を守っていくため、木造住宅から実施していきたいと答弁をいただいた。私もその部分については評価をしているわけですが、やはり府民全体の目線で見たい。どの地域に住んでいても、その制度が利用できることが大事だと思いますのでぜひ検討をして頂きたいと思います。

また、同時に国の制度そのものは2003年から施行されておりますので、耐震診断の問題、耐震改修の問題、独自の施策とともに府がやっぱり上乗せをしていく、そして府民の命、暮らしを守っていくと言う姿勢が必要だと指摘しておきます。

また、伝統工法の問題ですが、兵庫県の三木市の実物大振動実験所で現在京大防災研究所や、NPOが町家再来、そして京町家の実験を繰り返しこの間行なわれて来ました。このような成果をしっかり受け止めて頂き、民間の方々とも協力して頂き、早期に実施して頂きたいと要望して次の質問に移らせて頂きます。

京都府の入札制度の改善と、公契約条例制定について

【久守】

次に、本府が発注する建設工事や測量業務等の入札についてです。

本府は四月から、入札を全面的に「電子入札」にするとして作業をすすめています。これまでは建設工事では2500万円以上、測量等業務委託では500万円以上で実施されていた電子入札を、金額の制限をなくして、すべての工事、委託にひろげようとするものです。業者の中には、電子入札はすべてをパソコンで処理することが必要となり、入札に参加できなくなるという不安の声もあります。また、本府の調

査でもパソコンの一人一台体制や情報通信基盤の現状、小事業所でのCAD未導入問題も指摘されており、事業者には大きな負担です。

もちろん、業者の皆さんには、当然、研修や受け入れ態勢などの援助をされていると思いますが、全てにできる保証はありません。

そこでお伺いします。早急な「電子入札」の全面導入は、当面見合わせ、書面による入札も認めるべきだと考えますが。いかがですか。

昨年、府内の倒産件数は、485件、負債総額3,054億円となり2001年以降で最悪です。業種別では「建設業」が7年連続して最多となり、30%以上の増加となっています。

いま、中小建設業者の倒産が増え、そのうえ、全国的にきわめて低い価格での発注が相次ぎ、過当競争の中で中小業者が受注機会を失う、建設労働者の低賃金化や労働環境の悪化も指摘されています。これらの問題を解決していくためには、入札制度そのものの改革が必要です。

本府の場合は、2003年度から2005年度で93.7%が指名競争入札となっており、「小規模事業登録制度」なども実施されておらず、談合防止や透明性・競争性・公正公平の確保、受注機会の確保といった全国的な改革の流れには至っていません。また、実施がされた一般競争入札の場合も05年度は100%、06年度公表分で83.3%が府外業者の落札となっており、「条件付入札」等での地元業者支援等が求められています。

この間、長野県では、大型公共事業の見直し、公共事業の生活密着型への重点化などに取り組む中で、入札制度改革にも着手し、一定の成果をあげています。その一つに、500万円未満の小規模工事を対象とした「参加希望型競争入札」を始め、05年からは800万円未満まで引き上げました。その結果、これまでほとんど県の仕事をやったことのない企業が落札できるようになり、この制度に基づく発注額が年々増加し、発注総額が6千万円から14億9千万円と24倍になり、地元の小規模事業者に歓迎されています。

さらに、一定の能力など条件が合えば誰でも参加でき、開札まで誰が参加しているか分からない「受注希望型競争入札」を導入し、災害支援や除雪、道路維持、雇用問題などの地域用件や地域貢献を独自評価する新客観点数を決めて、県外からの参入を抑え、県内中小建設業者の仕事確保と談合防止が図られたと評価されています。鳥取県でも2月議会に談合防止・ダンピング対策・地元業者発注の入札制度改善条例案が提案されています。

本府としても、透明性、競争性、客観性、公正・公平の条件の確保し、より多くの府内中小業者の仕事確保のために、「条件付一般競争入札」などを採り入れるべきだと考えます。いかがですか。

次に、極端な低価格による入札は、粗悪な手抜きや見落とし、下請け業者の代金や労働者の賃金切下げ、労働条件の悪化などの問題についてです。私は、こうした事態を招かないために、公共工事における公契約条例の策定について求めてきました。

府は、これまで「現場の労働者の方々にとって極めて厳しい状況であると考えているが、現行の諸法令を活用する中で適切な指導で必要ない」と述べられてきました。

しかし、府内の建設労働者のアンケート調査では、日本経団連統計の全産業平均賃金の30,412円はいうにおよばず、公共工事設計労務単価の17,662円の水準からも著しくはなれている14,672円から17,575円の状況で青年見習い工では1万円にも届かない者も多数あり、現場の実態はさらに低いものになっています。

昨年秋に府内の建設関連労働組合等をつくる、生活関連公共事業推進連絡協議が現場の調査を行いました。国交省の現場では、土工賃金が日額12,000円～13,000円と低く、給与所得者でも年収で360万円程度でした。

府の現場では、下請け契約で、現金3割、手形7割で125日支払い、前受金はなしといった実態でした。

京都市の現場では、施工体系台帳の労務費単価契約で、1次下請けで2万円、2次下請けが1万7千円、3次下請けでは1万3千円とピンハネが前提です。まさに生活の維持困難な低賃金・長時間労働の押しつけがされており厳しい労働環境です。こうしたコストダウンの圧力が、建設産業の重層下請け構造の中で、価格競争により施工系列の末端で作業する労働者や技術者に押し付けられています。

せめて公的資金の支出によって行われる公共工事において、末端で働く労働者や技術者に適切な労働条件と賃金を確保できる事、とりわけ地域の標準的な生活賃金の水準を確保できる事が建設産業の雇用安定と後継者育成、品質確保に不可欠です。

そこでお伺いします。公正・適正賃金、労働条件や労働環境、各種法制厳守を明記し、公共事業の入札時の適正・義務化を明確化や、建設産業の公正公平を確保にも、公契約条例がぜひ必要と考えますが、いかがですか。

あわせて現場の労働条件に関連して、建設業退職金共済制度の指導についてお伺いします。

現場調査では、ダンプ運転手の一人親方は制度外対象者だと思われ声もかかっていません、証紙購入も、工事費の1、000分の0.8と「証紙購入の考え方」算出方法より低い状況でした。ちがう現場では、証紙が購入されていても、下請けからの請求がないと貼付しておらず、制度の現場説明もなく、すべての現場労働者が適応外とされていました。

公共事業費の中には、退職金共済は含まれています。あらためて、建設業退職金共済制度の周知徹底と労働者への広報などの強化が必要だと考えますが、いかがですか。また、民間の現場の労働条件の向上にも適応されるように、指導援助が必要だと考えますが、いかがですか。

【土木建築部長】 電子入札については、平成16年度末に試行を開始し、平成17年度は5000万以上、18年度は2500万円以上と順次対象を拡大してきており、本年4月からは、全面実施することとしている。これら拡大スケジュールは、導入当初の平成16年度から広報しているところである。尚、拡大のたびに、説明会、模擬入札などを実施するなどをし、中小零細企業の皆さんに配慮している。

府内中小建設業者の仕事確保については、本府では、これまでから特殊な技術を要する工事を除き、府内業者を対象とした競争入札を実施してきた。

公契約条例については、労働者の賃金、労働条件、労働環境等については、現行の建設業法等関係法令を活用する中で、引き続き適切な指導を行っていきたいと考えている。

建設業退職金共済制度については、府が発注する工事においては、本制度の活用を契約条件である仕様書に明記するとともに、工事契約後1ヶ月以内には、必要とされる証書の購入を義務付けている。また、工事現場においては、建退共加入標識の掲示を義務付けるとともに、労働者への周知を図るとともに、建退共実績報告書を工事完成検査時に確認することなど、証書の貼付の普及徹底をはかることとしている。さらに、民間現場に関しては、これまでから労働者保護の観点から、府内の労働者が安心・安全に働ける労働環境の整備に向け、関係者との連携により、制度の周知に努めている。

【久守】 答弁をいただきましたが、現場の状況をほんとにわかっておられない。今、私お話したのは、国や府や市の実際おこなわれておる現場の調査の実態なんですね。そこで賃金が12000円とか13000円。また証紙の問題についてまったく説明がされていない。貼付率がゼロと言っているわけなんですね。こういった実態があるなかで、そういったものにしっかり応えるのが府の責任だということに思います。

また公共事業の現場その他でも、例えばJV一社が倒産をして休眠状態になっている、やりくり大変な状態のなかでやられている、こういった現状があるわけですから、そういったことをしっかりと府が管理をしていただいて現場の労働者・技術者の労働条件、経済状況をしっかりと見守っていただく、という具合に思います。そして次の質問に入らせて頂きます。

城陽市の山砂利跡地問題について

【久守】

次に、城陽市の山砂利跡地へ産業廃棄物の建設汚泥が「再生土」として搬入された問題についてです。

本府は、今年9月、業者に指導するとしていた「覆土処理」の方針を、地元の反発を受け、凍結すると発表しました。わが党は、今年5月、「覆土処理」方針の撤回を申し入れましたが、住民の不信と不安が高まるなか、今回の凍結方針は当然です。そこで、このことにかかわって伺います。

第一に、今年7月、府が行ったマスコミへの経過説明で、「05年当初は撤去を求めていたのに、拒否され、覆土に方針転換した」とされていますが、本議会では、「撤去を求めた」経過について、一度も報告されていません。また、これまで産廃と認定した以上撤去させるべきと、再三求めたのに対し、こうした経過は答弁されませんでした。

府議会には事実経過を隠していたのですか。まず事実関係を明らかにしていただきたい。

第二に、記者会見で、撤去命令を出せなかったことについて、「どれが産廃か特定できなかった」、「業者に足元を見られた」などとしていますが、本議会には、3000台分は産廃と認定したと報告してきたではありませんか。なぜ、こんな事態になるのかお答え下さい。

第三に、設置される「検証委員会」は、「覆土」を前提にすべきではありません。撤去を求める城陽市議会の決議や市民の声はどう反映されるのか。明らかにしていただきたい。あわせて、あらためて完全撤去させるよう求めますが、いかがですか。

【企画環境部長】平成17年5月に、産業廃棄物の不適正処理で係争中の京田辺市事案と同様の再生土が、城陽市の山砂利採取跡地に搬入されていることが判明し、直ちに搬入を中止させるとともに、法に基づき、現場への立入検査、事業者への事情聴取等を実施いたしました。

あわせて土壌検査を実施したところ、望ましい水準として環境基準に定める、法定26項目すべてについて基準を満たしていたものの、アルカリ濃度を示すpH値が比較的高い値を示しておりました。府民、市民の安全確保の見地から、最大限とり得る措置を検討するため、環境省及び専門家と協議を重ねるとともに、事業者に対しても、法律上の限界ぎりぎりの安全対策の可能性について、指導を続けてきた結果、撤去等の措置命令の根拠である廃棄物処理法第19条の5に規定する「生活環境の保全上支障が生じ、または生じる恐れがあると認めるとき」には該当するとは言いがたいとされたものの、安全確保の見地から、行政指導によりまして、覆土の措置を行わせることが適当との判断に立ったところであります。

昨年5月にその結果を城陽市に連絡したところ、「さらに万全を期すため、城陽市において独自の調査を行いたい」旨の申し入れがあり、これを見守っておりましたが、先月9日に、市の土壌検査の結果が、府と同様であり、覆土が妥当である旨の市の調査結果を踏まえた回答をいただいたところであります。

しかしながら、先般、城陽市と協議したところ、産業廃棄物を搬入させない今後の取り組み、あるいは地下水汚染の関係等の件について、いまだ市民や市議会の十分な理解を得たと言える段階ではないと判断し、府、市及び専門家による「再生土に関する検証委員会」を設置することを、城陽市に提案したところであり、今後、市議会や市民との情報、協議のもと、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

事業者に対する措置であります。違法行為は断じて許さないという立場から、搬入された約16000台の再生土のうち、3000台分について、不適正処理と推定できたので、直ちに産業廃棄物と認定し、昨年5月に、廃棄物処理法違反で、城陽警察署長に告発したものであります。

【久守】私が質問させていただいた経過の説明や、なぜ答弁の中で経過の報告がなかったのか、そういうことには答えておられないと思います。3点について、私は質問させていただきました。しかし、府民の目線、現地現場主義、安心安全と繰り返し、知事は府議会答弁の中で言われていますが、今回の答弁を聞

いていますと、そういった観点がまったく抜けているのではないか、というふうに思います。府民の命や暮らしを守る、・それが知事の仕事だと思いますし、そういった視点で今後の精査、運営をしていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

京都府議会 2007年2月定例会 一般質問

原田完（日本共産党、京都市中京区）2007年2月13日

「中小企業応援条例」と中小企業振興について

【原田】

日本共産党の原田完です。通告をしています数点について知事並びに関係理事者に質問をいたします。最初に、今議会に提案されている「中小企業応援条例」と中小企業振興についてです。

条例案は、「中小企業の経営の安定等に対する施策を総合的に実施する事により中小企業の活性化を図る」としています。これまで中小企業基本条例や地場産業振興条例の制定を求めてきたわが党議員団として一歩前進として歓迎するものです。

京都経済の中で中小企業の役割はきわめて大きなものがあります。企業数では99.8%、雇用では88.7%を占めています。今日、雇用の安定が大きな課題となっていますが、中小企業白書でも、アルバイトやフリーターから正社員への採用は、100人未満の企業が66.2%を占め、大企業をはるかに上回っています。また、少子化対策の点でも、出産育児から再就職する人の受け入れも100人未満の中小企業が51.8%を占めています。このように中小企業の振興発展は、雇用改善にも大きく貢献する事が出来るのです。

さらに、中小企業の経済活動は地域循環型経済の典型であり、地域経済、地域の活性化にとって欠く事の出来ない重要な役割を果たしています。「まち」のにぎわい、人が安心して住み続けられるまちづくりにとっても、地域コミュニティの核の役割、地域の町内会やPTA等の各種団体等の世話役など、重要な役割を果たしています。このように、中小企業の振興発展が京都経済と雇用さらにはまちづくりにとっても重要であるからこそ、わが党議員団はこれまでから「中小企業振興条例をつくり、総合的計画的な中小企業支援のための振興策を」と求め、条例制定を提案してきました。

ところが、今回提案された条例は、当初「元気な中小企業」の応援となっていたのを「元気な」といったものの、内容は元気な中小企業の応援が主で、中小企業全体の応援、すべての中小企業を元気にさせる条例には、必ずしもなっていない。目的には、位置づけ、役割、総合的支援を明記していますが、具体的なないようは、研究開発事業で知事の認定を受けたものに対する、不動産取得での減税、知的財産、融資での支援、人材育成、表彰となっています。京都のものづくりを支えてきた地場産業の振興はどうなるのでしょうか。

不動産取得の減税でも、今日、新たな建物の建設等を考えている中小企業はきわめて限られています。また、知的財産に技術、ノウハウ等も含まれるといっても、実体的に該当するとするにはむりがあります。研究開発を見ても、知的財産をみても、中小企業の一部、先端産業やベンチャーにしか利用できない条例内容となっています。目的の「全ての中小企業応援」と書きながら、かけ離れた内容です。

そこで伺います。まず、何よりも条例の制定に当たっては、中小企業振興の基本条例としての役割を明確にする事が必要であります。中小企業の位置づけ、中小企業の振興、京都府の経済の発展と府民生活の向上に寄与する目的と基本理念を明確にして、京都府としての責務や中小企業者等の努力、中小企業に関係する団体の役割、金融機関や大学等の役割、府民の役割、市町村への協力等々関係者の責務と役割などを明らかにする事が必要と考えますが、いかがですか。お答えください。

さらに、中小企業の活性化を図り、総合的支援をするために何点か伺います。

第一は、総合的に支援施策を策定するために、実態調査をし、振興計画を立てる問題です。実態調査は、中小企業がおかれている状況とかみ合った施策等を実施するために不可欠です。ぜひ実施すべきと考えま

すが、お答えください。

この実態調査をしたうえで、中小企業全体について、業種別、地域別の振興計画をつくることが重要です。そのためには、関係者の知恵と創意を結集する事が欠かせません。

中小企業団体関係者、学者、研究者、業界関係者、労働者など広い市民が参加する「協議会」を、地域別・業種別に設置すべきです。それでこそ、現場のニーズにそった施策が可能になり、若手産業人の育成などの地域の次代を担う人材の育成の場ともなるのではないのでしょうか。

さらに、地域別振興計画をつくることによって、地域の中小企業に最も身近な行政である市町村などが、その地域の実情に適した産業振興・中小企業施策を実施する根拠となります。地域別業種別の「協議会」設置と「振興計画」策定についての知事の見解を伺います。

第三は、大企業の社会的責任、地域貢献の問題です。日産自動車の移転問題は、宇治市や久御山町の地域経済や雇用問題に大きな影響をもたらしました。大企業は、下請け中小企業への配慮もなく、生産を海外や他府県に移転するなど、自社のもうけだけを考えた身勝手な行動をとっています。京都の中小企業の振興をはかる上で、こうした身勝手なやり方に対し、大企業としての社会的責務と地域の経済と暮らしへの貢献を明記する事が必要ではないのでしょうか。いかがですか。お答えください。

併せて、金融機関も、京都の中小企業振興に貢献をするよう、その役割も明記すると共に貸しはがしや貸し渋りを生じさせないよう以前、わが党議員団が提案しました、地域金融活性化条例の検討も求められると考えますが、いかがですか。

第四に、本府の中小企業支援体制の強化です。中小企業技術センターや京都産業 21 をはじめとする中小企業支援の体制について、経営相談・金融・技術などが一体になった中小企業応援体制をつくること、また技術相談や試験機器等の活用時間を、夜間の活用も含め柔軟な相談体制を組んで、中小企業経営や技術支援を更に推し進めて行くための体制強化を図る事が必要ではないのでしょうか。いかがですか

最後に、条例にも「必要な財政上の措置を講じる」と明記されていますが、予算案ではやはり、ベンチャーやIT、先端産業、新産業支援や企業誘致には、約15億円円と手厚い支援を行い、一方伝統産業始め、従来の物作り産業への支援は約3億円となっています。京都経済の基幹産業であり、地域経済の土台となっている。和装伝統産業を始めとする従来のものづくり産業への支援施策を改善して、京都経済の均衡ある発展を図る必要があるのではないのでしょうか。

以上、ご答弁ください。

【知事】 原田議員のご質問にお答えいたします。

中小企業の応援条例についてであります。この条例は、中小企業の活性化なくして京都の経済の発展があり得ないことから、時代の流れが急速に変化する中で、京都の多様な中小企業がますます、元気ががんばれるように、しっかりと支えその成長発展を促進を図っていくことを、目的としたものでありまして、章立ても、目的そして経営の安定および再生、それから成長発展の促進、私的財産の活用、中小企業を支える人材の育成というふうになっているところであります。この条例につきましては、これに先立ったアクションプランの作成段階から、有識者や産業団体、中小企業者の参画も得て、検討を進め、加えましてパブリックメントを実施するなど十分に時間をかけ、幅広く中小企業の方々の実施をお聞きする中で具体化してきたものであります。さらに、連携組織の立ち上げや全国に先駆けた各種金融処置などアクションプラン等を通じて、まさに各機関が役割を踏まえ大きな力を発揮していただいているところであります。すでに、こうした京都が一体となった中で、今回の条例は関係機関との連携についても規定をいたしまして、その上に施策を講じようとするものであります。特に、金融対策につきましては、地元金融機関の協力を頂く中で全国に先駆けて安心借り換え融資や小規模企業の応援を、実施するところでありまして、今回金融支援を条例に明記しました。さらに制度の充実を図りきめ細かに対応しているところでございます。また、経営や技術支援につきましても、綾部と京丹後における北部産業活性化拠点の整備など、技術力の向上や人材育成を通じた中小企業の成長発展的支援を強化するとともに、中小企業の自立センタ

一や織物機械金属振興センターにおける依頼試験手数料の減免など、中小企業の方々の利便性向上に施策の充実を図ることとしているところであります。今は大変時代の流れが早いだけに、なかなか計画経済的には私は物事が進まないと思います。しっかりと目的を明確にし、PDCAサイクルをしっかりと踏まえて施策を効果的に実施していくアクションプランの方法を今後とも活用いたしまして府民や関係事業者の皆さんの声もお聞きする中で、伝統産業から近代産業まで幅広い業種や地域の実情に応じた施策を推進し、中小企業の振興、発展を目指す決意であります。

【原田】

先ほど知事からいろいろとお答え頂きました。しかし私が聞いている問題点についてお答えがいただけてない。たとえば、実態調査の問題、あるいは今中小企業、本当に苦しんでいる西陣や京友禅をはじめ、あるいは丹後を含め生産そのものが、基部しい状況にある。こういう中でこういうすべての業種、中小企業をどう応援するのかそこに元気がもたされるような仕組み仕掛けが作れなければ、本当の中小企業の応援にはならない。そういうふうを考える訳です。その点で再度お伺いしますが、今中小企業が大変厳しい状況にある、この実態をしっかりと調査をし、そしてその応援をする実態調査の必要性についていかがでしょうか。また大企業の責務と貢献についても、先ほどのご答弁では触れられていただけませんでしたので、その点も含めご答弁をお願いいたします。

【知事】 まさに中小企業の状況が厳しいことを熟知しておりますのでこういう応援条例を作りそしてそのアクションプランを通してですね、幅広く実状を聞く中でやってきたわけですし、さらにこれからもアクションプランを通じまして、皆さん意見をお聞きする中で、しっかりと施策を講じると申し上げているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。まさに大企業の皆さんも、本当に京都の場合には特に地場の金融機関が、ほかにはないくらいに中小企業の融資について、お力をいただいておりますし、各企業が連携をして、たとえば試作センターのように中小企業を応援している。まさに大企業の皆さんも中小企業の皆さんと連携をして一体となって地域のために、私は頑張っていたい、これが京都の私は実情じゃないかなというふうに思っています。

【原田】

知事は、私の質問の趣旨がなかなかご理解いただけていないようですけども、しっかりと中小企業をどう応援するのか、その上での実態調査の問題、日産自動車の例もあげて申しましたけども、そういう意味での中小企業への応援をどうするのかということ、再度しっかりと考えていただけるように要請して次の質問に移ります。

京都駅前などへの大型店の進出規制と中小小売業の振興

【原田】

次に、大型店の進出規制と中小小売業の振興についてです。

すでに、中心市街地あるいは隣接した工場跡地への出店が、商店街・小売市場・地域商業に大きな否定的影響を与えています。例えば、私も関わっている西新道錦会商店街ですが、これまでから、先進的な事業を積極的に取り組み、全国からも注目をされる商店街です。しかし、商店街を中心点に東は四条大宮のスーパー「サカエ」、スーパー「フレスコ」、西側には「ライフ」、島津跡地の「ダイヤモンドシティー・ハナ」、さらに、南側のスーパー「マツモト」の出店によって、商店街から数百メートルの距離で、スーパーに取り囲まれ、商店街の努力の限界を超えて、今は大変厳しい状況になっています。

総務省がおこなった消費者調査でも、「大型店出店の規制が必要」との意見が50%以上となっているように、大型店の出店が商店街・個人商店の衰退・廃業に追い込み、消費者にとっても日常生活に不便をもたらすものとなっています。

もともと、商店街や個人商店は、地域社会の消費生活を支え、地域の日常生活を支えてきました。高齢

化社会を迎え、誰でもが歩いてゆける範囲で、日常生活必需品の購入が出来るようにする事がますます必要となっています。

ところが、懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」を受けて本府がつくった「地域商業ガイドライン」では、大型店については、郊外での規制と市街地への誘導が基本となっています。

そこでお伺い致します。大型店が中心市街地・町中にさらに進出したら、中小小売り商業・商店街は大打撃を受ける事は明白ではありませんか。中心市街地への大型店誘導のガイドラインの見直しを行うべきではありませんか。知事は大型店の出店により、地域商業・商店街が潰される事が明らかであるにもかかわらず、大型店の誘導・誘致を行うのですか。お答えください。

しかも、特例措置を設けて郊外でも、公共交通機関のはりつけや自動車負担率の基準を設け、都市計画決定を変える事で、出店が出来る体制まで設けています。誰でもが安心して暮らせるまちづくりを進める上で商店街、地域商業の位置づけを明確にし、大型店の出店をしっかりと規制する事が必要と考えます。知事の見解をお聞きしたいと思います。

ヨドバシカメラ、ビックカメラの問題が前産議員が指摘したとおり、京都の全家電業者の売場面積を上回る超大型店が一挙に進出するというかってない非常事態です。

こういうときに、政令市・京都市の問題知事の権限外の事といって全く何もされない。この出店の影響は京都市内は勿論、南部全域から亀岡、口丹地域など広範囲に及びます。両社の出店で大きな被害が出るとは予想されるもとの、府として影響度調査を行う事は当然ではありませんか。いかがですか。

ビックカメラ、ヨドバシカメラは電機商業組合の話し合いの申し入れも拒否する、全く無視しているのです。この理不尽な態度は法令以前の問題です。

知事として、適切な指導を両者に行う事は当然ではないでしょうか。かねがね、府市協調を言われる、知事が京都市長と協議し、意見を述べるのは当然ではないかと思いますが如何ですか。

また、ビックカメラについては大店審の審議は終了していますが、京都府として出来る対応を最大限に努力する事が必要ではありませんか。いかがですか。お答えください。

【商工部長】 「まちづくり三法」の改正や、昨年7月の「中心市街地活性化懇話会」の提言を踏まえ、現在、市町村、商工団体、地域の消費者のみなさんともいっしょになって、府内7地域ごとの「地域商業ガイドライン」の策定に取り組んでいるところであります。

ガイドラインの目的は、地域の実情を踏まえつつ、郊外への無秩序な大型店の立地を抑制し、中心市街地に商業集積を誘導することにより、少子高齢化社会にも対応した、誰もが安心して歩いて暮らせる、人が住めるまちづくりを行い、商店街も含めた、まちなか再生を推進していくことであります。そのガイドラインを適切に運用し、まちづくりの主体である市町村を中心に、関係団体や住民等が一体となって、まちなか再生に取り組むことができるよう、府としても精一杯支援してまいりたいと考えております。

京都市内の大型店の立地につきましては、代表質問で、知事からお答えしましたとおり、京都市が「商業集積ガイドプラン」等に基づき、適切に対応されているところであります。京都府としては、京都市をはじめ、市町村とも連携、協調し、商店街等の活性化対策に努めてまいりたいと考えております。

【原田】

「大型店も含め、まちなかの再生をはかる」と言われていますが、現実には起きてきている問題は、中小小売商業、商店街が疲弊しており、このことは事実であり、また、そのことに大型店の影響が大きな役割を果たしているということも事実です。また、電気の量販店の問題でも、大きな影響を受けることは明らかであり、これは市内だけの問題ではなく、府域全域に大きな問題が起きる。この点も含め、「影響の調査を」と質問しましたが、その点では、お答えもいただいておりますので、その点も含め、いかに必要な手だてを打つか、ということで、もう一度答弁をお願いします。

【商工部長】 質問の主旨は京都駅周辺の大型店の出店にかかるものであると思いますが、先ほどお答え

しましたとおり、権限を有する京都市が、市の商業集積ガイドプラン等にもとづき適切に対応されているところがございます。京都府といたしましては、本府の地域事情をふまえて市町村、商工団体、消費者のみなさんと一緒になって地域商業ガイドラインの策定に取り組んでいるところであり、今後とも、京都市や周辺市町村とも十分に連携しまして、商店街の活性化とまちなか再生の推進に精一杯取り組んで参りたいと考えております。

【原田】

時間もありませんので次に移りますが、ただ、中小企業、中小零細商店が苦しんでいる時に、京都府がどう応援するか、このことに対し、先ほどの答弁は非常に冷たいものであると言うことで、認識し次の質問に移ります。

西高瀬川の整備、木屋町界隈の治安確保について

【原田】

最後に、地元の問題を2点、伺います。一つは、京の川再生事業の進捗と見通しについてです。

平成13年度から始まった「京の川再生事業」で、西高瀬川が指定を受け、清流をとりもどす事業として、壬生森前公園の事業が動き出しました。この地域での親水公園を求める運動は、20数年前から建設省の住まいと暮らしの研究補助事業をうけ、住民の自主的参加で、親水公園計画の提言をつくり、みんなに親まれる、地域のシンボリックな憩いの空間提案が行われてきました。その後は一昨年まで魚つかみ大会を自治連合会や地元商店街、保育所等の各種団体が協力をして実施をしてきました。

このような中で、地元の朱七小学校の子供たちは6年前に、西高瀬川を汚したのは誰、自分たちも川には行って遊びたい、後輩たちが遊べる堀子川・西高瀬川を作ってあげたいという内容の詩を作り、劇と歌で発表しました。行政が作った橋の欄干の銘板が正式名の「西高瀬川」となっていたものを、子供たちの願い要望で、慣れ親しんだ通称名の「堀子川」と作り変えさせるほどの川への思い入れをもっています。また、朱3小学校では授業時間に川掃除の実施などを取り入れたように、多くの地域の人々が待ち望んでいた事業です。

これまで地元で蓄積されてきた、こうした思いを事業に生かしてこそ、京の川再生事業の基本政策に沿うものとなります。2月13日にはワーキング会議がおこなわれています。結果は出席が自治連合会関係、商店街等6名お聞きしています。参加呼びかけはどのようにされたのか。コンサルタント会社への委託が進められていますが、より多くの商店街、地域の各種団体や個人が参画できる体制を早急にする事が必要と考えます。現在の進捗と今後の見通しも含め、お答えください。

二つ目は、情緒ある木屋町づくりについてです。

私はこれまで、この問題をたびたび取り上げ、情緒ある木屋町づくりのために、治安の回復などを求めてきました。警察庁が繁華街浄化の方針をきめ、京都府警本部としても、移動交番の設置、祇園木屋町特別警察隊をつくられて、努力をしてきていただいております。不法な客引き、キャッチ問題では、一定の成果を上げています。昨年秋にはテレビで、違法な店舗の摘発も放映されました。

しかし、現行法の規制をのがれた、性風俗店マガイの店舗、ピンサロやピンクキャパクラが、まちの雰囲気壊しております。同時にここ数年でキャパクラなどの無料案内所が増えてきています。東京や大阪は、この無料案内所を条例で規制しています。東京や大阪は大量に増えてからの規制でしたが、本府として早期に条例をつくり、まだ少ないうちに規制してこそ効果があると考えます。いかがですか。

また、性風俗マガイの店・店舗の距離規制について、現行の50メートルを100メートルに広げるべきではありませんか。あわせて、お答えください。

【土木建築部長】 西高瀬川の親水公園について答える。西高瀬川については天神川合流点から下流の水のない区間に、かつての清流を取り戻すべく、川沿いの公園と一体となった水に親しめる拠点の整備を「都

の川再生事業」として進めているところであります。特に府民に身近な施設である親水公園の整備にあたりましては、計画段階から広く地域のみなさまからご意見を頂きながら進めることとしておりまして、壬生公園付近の親水の点につきましても、学識経験者や、地元自治体、商店街の役員のみなさんのご意見を聞きながら、現在ワークショップの立ち上げの準備をしているところでございます。引き続き、従前のワークショップと同様に多くの方々に参加して頂けるよう、チラシやホームページなどで広く参加を呼びかけて参りたいと考えております。今後は、ワークショップにおきまして整備の方向性についてご義論をいただき、計画をとりまとめる予定としております。

【警察本部長】 大阪で制定された条例は、百店舗を越える風俗無料案内所が乱立をしたことから、届け出制をとることにより、必要な指導を行えるようにしたものであります。出店を直接抑制するものでないと承知しています。京都における風俗無料案内所は、1月末現在、祇園で3店舗、木屋町で10店舗あります。その実態は把握できております。

それらの無料案内所に対しては、卑猥な広告宣伝や、性風俗関連特殊営業に関する広告物の表示等を行なわないよう指導しており、その指導に現在従っております。もとより、違法な行為があれば、風俗営業適正化法、迷惑行為防止条例等の法令を適用し摘発してまいる所存であります。

距離規制だが、いわゆる性風俗店については、府下全域で出店することができないことになっており、また、個室ビデオ、アダルトショップ等については、第三種地域のみとされ、学校等の保護対象施設から200メートル以内の出店が禁止されております。一方50メートルの距離規制は客を接待し、飲食、遊興させる形態の営業で性風俗店には該当しない店を対象とするもので、地域の特性等に応じて必要最小限の距離規制を設けているものであります。もとより、この種の営業店が性風俗店まがいの卑猥なサービスを行なった場合にはこれまで同様厳しく取り締まって参る所存であります。

【原田】

後藤弁をいただきました。今の性風俗まがいのてんぼのもんだいだが、これは、もともと、風営法の許可種となっており、売春や賭博などの隠れ蓑とならないよう警察の許可業種となつたのではなかったでしょうか。ある程度警察への許可申請の段階で実態把握はできることであり、警察がその気になれば性風俗まがいのキャパクラ等は、一般のバーやクラブとの判別はつくものというように考えます。まさに、業種、業態によって規制をかける、区分ができるのではないかと思う。ぜひ、一般的に公序良俗に反する店舗の規制を強化することを要請しておきます。

民主熊谷議員の「正規雇用の拡大は時代遅れ」発言について

【原田】

最後に9日の本会議で民主党の熊谷議員から我々の議会報告を持ち出して、事実と反した内容で発言をされたので、ひとことふれさせていただきたいと思ひます。「事実をねじ曲げた誹謗」や「私のどこが正規雇用の促進を敵視しているのか」と声高に言われたが、議員は自らの発言に責任を持つべきではないでしょうか。

熊谷議員は2006年2月議会で「正規雇用の拡大は時代遅れ」といい、正規雇用を求める多くの青年の願いに背を向けた発言したのは事実ではありませんか。もしお忘れであるなら、自らもう一度議事録を精査していただければ良いのではないですか。

熊谷議員の発言は大企業が労働者を正規雇用から無権利、低賃金の非正規雇用へと置き換え、ぼろ儲けをあげているやり方を青年や国民に容認する事を求めているのにすぎません。

私ども日本共産党は、働くルールを壊す労働法制の改悪に反対し、働く人々の権利を守るたかひの先頭立って、奮闘することを表明し、発言を結ばさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

京都府議会 2007年2月定例会 一般質問

梅木紀秀（日本共産党、京都市左京区）2007年2月14日

過疎地域住民への生活支援の問題について

【梅木】

日本共産党の梅木紀秀です。通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問します。まず、過疎地域住民への生活支援の問題についてです。

私の地元左京区には、花背峠を越えて、花背、広河原、久多、また大原百井町など高齢化が進む過疎地域があります。昨年8月、左京区広河原の松上げの日に、松上げ保存会のみなさんと知事とのわいわいミーティングが開かれ、参加されたみなさんはずいぶん喜んでおられました。その広河原も、私が議員になった12年前には元気だった方々が年を重ねて、高齢化がすすみ、一人住まいの女性も増えています。

年末に、雪が降り積もるこの地域で「あと10年後、この集落はどうなるのだろうか」と言う古老の悲痛な声をお聞きしました。日本全国、京都府内で、同様の声が広がっています。

国による、市町村合併の押し付け、地方交付税の削減、農協・郵便局の廃止・統合、品目横断対策による農業と農村の切り捨て、さらに通院・通学のバス路線の廃止・縮小、医師不足などが、容赦なく過疎地域を襲っています。抜本的な政策転換が必要ですが、喫緊の課題として、京都府が過疎地域に暮らす人々の生活をどう支援するのかという課題について、提案を含めて質問します。

65歳以上の人口が50%をこえる集落を「限界集落」と呼ぶそうですが、京都府には、いくつあるのでしょうか。京都府として、存続の危ぶまれる農村地域の実態をどう把握しておられるか、まず、お聞きします。

埼玉県では「農村魅力づくり室」という担当課が「集落単位の高齢化率」を調べています。その調査によると埼玉県では、平成10年度「限界集落」が13であったものが、平成16年度には27に倍増していること、予備軍である「高齢化率40%以上の集落」も34から62に増えているなど実態を把握しています。

また、鳥取県では、19ある「限界集落」について県と関係市町が共同で、昨年、集落の生活実態調査に着手しています。このような、実態の調査、把握が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

綾部市では、昨年12月議会で、「水源の里条例」を制定しました。世帯数20戸未満、高齢化率60%以上の水源の集落を対象に、定住対策、特産物の開発・販売、都市との交流、通信・保健・医療などの基盤整備を市が支援します。今後の展開が注目されますが、京都府として、このような取り組みを支援することが必要だと考えます。

そこで、来年度予算で市町村未来づくり交付金に「地域力再生推進枠」3億円が提案されていますが、過疎地域への支援については、どのように考えられておられるのでしょうか。

また、地域力の再生をはかるためには、地域力が衰退した原因の分析が必要ですが、そもそも「過疎地域の」地域力が衰退した原因について、知事はどのように分析しておられるか、考えをお聞かせください。

過疎地域に行きまして、住民のみなさんの要望をお聞きしますと、農林業の振興、有害鳥獣対策の強化、生活道路の整備、福祉や医療、通院の足の確保など多様かつ切実であります。ところが、これに対応する行政が縦割りで、横断的に対応できていないという問題があります。たとえば、携帯電話の要望は、広河原の和い和いミーティングでも出されましたが、切実な要望です。

「携帯電話が通じないから電話を貸してほしい」と町から来た人に頼まれれば、断れない。ところが、家の中に上げるわけですから、一人暮らしの女性などは、怖くてたまらないのです。孫たちも「携帯が通じない。メールが通じない」と不便がるのです。

このような農村に暮らす住民の視点から関係企業に働きかける行政の担当窓口はといえば、残念ながら明確ではありません。

また、一昨年は12月から大雪が降りました。高齢化した集落では雪かきが大変でした。

京丹後市弥栄町では、合併前には消防団や町の職員が心配してくれて、雪かきの援助もあったそうですが、合併後、京丹後市役所に電話したら、「屋根屋さんを紹介しましょうか」とのことだったそうです。

わずかな年金で、何万円もの雪かきの費用負担は大変です。そこで、丹後広域振興局に、「台風23号被害の際、京都市内からボランティアが支援に駆けつけた実績があるが、雪かきボランティアを組織できないか」と聞いてみました。返事は「雪かきは危険で、ボランティアというわけにはいかない。」「申し出があったが、お断りした」とのことでした。

私の地元左京区では、「スノーバスターズ」という名称で雪かきボランティアが組織されています。課題はあるでしょうが、できない話ではありません。

過疎地域に暮らす府民の視点から出発して、生活を支援する担当窓口が市町や府に必要なのではないのでしょうか。鳥取県では、「地域自立戦略課」に「中山間地域振興担当者」を配置し、先ほど紹介した生活事象調査を行うとともに、部局横断的な「ワーキンググループ」を作って政策検討を行っています。

「あと10年後、この集落はどうなっているのだろうか」との不安にこたえるために、担当窓口と部局横断的なプロジェクト体制が必要です。いかがですか。以上、知事の答弁をお願いします。

【知事】 梅木議員のご質問にお答えいたします。

65歳以上の人口が過半数を占める、いわゆる限界集落につきましては、センサスでは、京都府内に96集落あったところでありまして、そこに生活する人々は、約4800人位でございます。こうした限界集落を含めまして、過疎化高齢化の著しい地域では、医療施設や高齢者の福祉施設が少ない。集会施設等のコミュニティー施設が少ない。道路情報、社会的インフラの整備が遅れているなど、多くの課題が指摘されておりまして、また、過疎市町村の集落を対象としましたアンケート調査では、対象となりました府内577の集落の内、55の集落で集落機能の維持が難しい、あるいは低下しているという回答があった所であります。

こうした中、集落の状況を熟知している市町村におきましては、地域の実態を踏まえながら、過疎地域自立促進計画や山村振興計画を作成いたしまして、集落排水や集落道などの生活基盤整備、野菜など収益性の高い農業の導入、多様な地域資源を活かした農林産物の加工や販売など2次化、3次化の努力、そして、都市と農村の交流事業などの取り組みが展開されているところであり、京都府といたしましても、こうした市町村の施策を積極的に支援して参ったところ です。

しかし、東京への一極集中が再び進むなど、大きな地域間格差が進む中で都市部への人口集中がまた進行をし始めています。それに対し過疎小規模市町村では、福祉施策や社会性整備に対応する行財政基盤が弱く、さらにかつての基幹産業であった農林水産業の停滞など、雇用の場も厳しさを増しており、こうした中で過疎の流れが依然としてとまらない事が大きな課題になっております。このため京都府といたしましても、それぞれの地域の特性を活かし、地域の主体的な力を高めながら地域の均衡ある発展を図るため、情報交通基盤整備など、地域間の格差を縮小させる取り組みを進めるとともに、広域振興局が市町村と連携し幅広い地域の人たちからなる委員会により実情を十分お聞きする中で、地域振興計画を策定し、さらに地域戦略予算により積極的な対策を講じてまいりました。あわせて国に対しましても、一極集中の是正に向けた取り組みの一層の強化を強く働きかけている所であります。

19年度予算編成の基本方針で掲げた地域力の再生は、まさにこうした観点を踏まえたものであり、市町村未来作り交付金を拡充し、新たに設けました地域力再生推進枠につきましても、地域団体等が行う地域の活性化、地域福祉の向上、安心安全な地域づくりなどを地域社会に貢献する地域の住民の皆様の活動を支えて行こうというものであります。また、これらの施策の推進にあたりましては、部局を超え迅速かつ積極的に地域の課題に対応出来るよう、広域振興局に権限を集中し再編したところではありますが、今後

とも振興局を核に支庁各部が連携し、さらに市町村との協調のもと、過疎地域を含めた地域活力の強化と府民生活の向上に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

【梅木】

知事から限界について96集落4800人が住んでおられるということをお聞きしました。実はこの質問を準備する前に、農村振興課の方にお聞きをしましたら、直ちにはこの数字が出てこないということで、先ほどお答えになりました96集落というのは、2000年農業政策から、集落内の農家人口において65歳以上の人口割合が50%以上の集落を抽出したものであるということですので私は報告を受けました。その数字だというふうに思いますけど、私はまず実際に過疎地域に暮らす皆さん方がどういう生活実態であるのかということ調査するべきだ。その点で鳥取県がすでにやっている訳ですから、これを参考にして是非とも着手をして頂きたいというふうに思います。それでとくに先ほど申したように部局横断的なプロジェクトチームを作っていくということが、今の重要な課題に応じていく道ではないかというふうに思います。そこで私は、私の地元の広河原まで知事に来ていただいているいろいろお話をされた、本当に地元の皆さん方も喜んでおられるわけですが、その広河原に行ったときに、どういう事を感じられたのか、また、普段そのほかの地域にも行っておられると思いますけれども、率直なところで、そういう過疎地域、高齢化が進む地域で知事がどういう感想を持っておられるのか、そのあたりを再度お聞かせいただきたいというふうに思います。

【知事】 広河原に参りましたときの、私のお話を聞いたときの私の思いですけども、まさに非常に厳しい条件の中で集落を維持するとともに地域の連帯感をさらに高めるために、あの松上げを中心として頑張っておられる。こうした人々を私たちは少しでも支えて生きたいという思いが私にはありました。そこで今回、地域力の再生枠と言う形で、そうした地域において積極的に絆を高めながら、地域の活性を頑張っている方々を応援できる仕組みを作るということは、これはあの広河原に行った私のひとつの結論でございます。それだけに今回の思いにつきましては京都市内も対象にすることになっているわけでありまして、これからは私は、地域の本当に絆と信頼関係を保つためにやっていかなければならないことについては積極的に応援をしていく、そういう思いで今議会にも予算をお願いした所であります。

【梅木】

どうもありがとうございました。

私はやっぱり、過疎地域に行きますと一人暮らしの女性が台風の夜に、本当に心細い思いをしている、大雪が降ったらその降り積もった雪の重みで家がミシミシという音を聞く。その孤独感というのは大変だと思います。それが、息子さんたちがなかなか帰る訳にはいかない。出てこいというわけにもいかないわけですから、大変重要な課題だというふうに思います。是非ともこれは府のほうで市町村とも協力して取り組んでいただきたいというふうに思います。

私学助成について

【梅木】

次に、私学助成について、うかがいます。

私学助成をすすめる会から昨年末に私学助成の充実を求めて、約48万人の要請署名が知事宛に提出されました。その第一項目で、授業料直接補助について、①所得の少ない世帯に大幅に上積みすること、②所得制限をなくすこと、を求めています。

全国私立学校教職員組合の「学費滞納調査」によれば、昨年9月末時点で私立高校生の学費の滞納と経済的理由での中途退学者は、1999年の調査開始以来2番目の多さになっているとのことです。京都府内の私学でも昨年、経済的理由による退学者は、35名にのぼっています。

そこでまず、所得の少ない世帯への支援の問題についてです。公立高校の場合は授業料減免制度があり

ます。昨年末、京都新聞は「京都府内の公立高校の、授業料の減免を受ける生徒の割合が過去最高」になったと報道しました。貧困と格差の拡大の影響です。府立高校の生徒の13・6%、5234人が減免を受けています。

一方、私学の場合、授業料減免は、学校が減免する場合に府が補助するという制度になっており、昨年度は、減免を受けた生徒は1・7%、395人です。減免を受けた生徒が、府立高校では7人に1人に対して、私学では60人に1人で、極端に少ないのです。

私学に通う生徒の家庭がすべて裕福なわけではありません。制度に問題があるのです。以前から私も提案して来ましたが、京都府が直接、所得の少ない世帯を支援する制度が必要なのではないのでしょうか。

大阪府の場合、生活保護世帯で最高35万円など、所得の少ない世帯には上積みして、府が直接授業料補助をおこなっています。「授業料直接補助を所得の少ない世帯に大幅に上積みしてほしい」という48万人の声にこたえるべきです。いかがですか。

次に所得制限をなくす問題です。京都府の授業料直接補助は、制度創設以来、全生徒に補助されてきましたが、1999年度から所得制限が導入されました。

その結果、所得証明書類を添付して申請しなければならなくなり、現在では、全生徒の6割から7割しか授業料直接補助を受けていません。

助成を受けていない世帯が、すべて所得1200万円以上とは思えません。申請主義になったために、補助を受けていない生徒が出ているのです。所得制限をなくすべきです。授業料直接補助の総額は、所得制限を設ける以前の平成5年度、14億6千万円でしたが、平成17年度は7億7千万円で、半額になっています。所得制限をはずして、全員に補助するための所要額は、文教課によれば11億2千万円です。

48万人の署名にあるように所得制限をはずして、全員に補助する制度に戻すべきです。いかがですか。以上、お答えください。

【総務部長】 私立学校が授業料減免等の就学支援を行うにあたりましては、設置者である私学の責任と判断に基づき、私学に対する就学相談、指導とあいまってすすめられることが適当であり、京都府といたしましては、こうした学校の取り組みを支援するというのが、基本であるというふうに考えております。

このような考え方に立ち、府としては、国に先駆けて、授業料減免補助制度を創設し、これまでから、補助対象、補助率、補助限度額の拡充、改善につとめてきたところでありまして、現在、補助率については、低所得者世帯で実質6分の5、失職、倒産等で実質8分の7、補助限度額については、最高で50万円と、大変手厚い制度となっております。この結果、現在、すべての私立学校において減免制度が設けられているところでありまして、今後とも、ひきつづき、その活用について周知徹底をはかりたいと考えております。

次に、学費軽減補助についてであります。平成11年度から、所得に応じた実質的な公平性を確保する観点から、所得基準を導入いたしました。その内容は、学費負担者の年収が1200万円以下の人を補助対象とする、きわめてゆるやかな要件に該当する補助を行っております。

このように私学助成につきましては、学費軽減補助、授業料減免補助のほか、平成17年度に創設した、全国的にも高い水準にある、高校生等修学支援事業を活用していただければ、年間納付金全額をほぼ確保できる額になりまして、全国的にみて、高い水準の就学支援を行っていると考えております。

【梅木】

今の総務部長の答弁では、設置者の学校に対する支援を行っている、ということでした。私は、その制度をとということではなしに、いま隘路になっているところを指摘したわけです。ワーキングプアの番組がNHKでも放送されました。そのなかで母子家庭の実態が放送されましたが、本当に大変な状況になっているわけです。そのなかで、35人が経済的理由で退学をしている、そういう生徒がいるわけです。そのところはどういうふうに援助するのか、ということが問題になっているということです。

確かに、修学資金、支度金も含めまして、来年度の予算でも15億円、組まれています。これは基本的

にローンになるわけです。奨学金の貸付ということで、17年度は12億円の実績があるわけですが、それは卒業と同時に返済しなければならないわけです。社会人になると同時に、借金を背負っていく、というだけでは不十分だと思います。全体で私学助成の充実、負担の軽減ということが大きな課題なわけがありますけれども、せめて中途退学しなくてもいいように、直接、生徒に補助する制度が必要だ、ということを変更して指摘しておきたいと思います。ぜひとも検討をしていただきたいということで、次の質問に移ります。

府営住宅の問題について

【梅木】

次に、府営住宅の問題について質問します。

昨年9月議会で、わが党の久守議員が府営住宅の新規建設を求めたのに対して、知事は、府営住宅の「新規建設は必要ない」と答弁されました。

11月の決算特別委員会で、平成17年度の府営住宅への入居申し込み状況を聞いたところ、住宅課長は、604戸の入居募集に対して、5142世帯の応募があったと答弁しました。実に、8.5倍の倍率で、申込者の9割、4538世帯は入居できなかったのです。府営住宅が足りないことは明らかです。

貧困と格差の拡大の中で、安くて良質な公営住宅の供給が求められているのです。ところが、知事は府営住宅を建てようとしません。これは、府民の願いに反するものです。

逆に、知事は、府営住宅を建てるのではなく、入居世帯の収入基準を厳しくすることで、入居者に府営住宅からの退去を求めてきたのです。平成8年の公営住宅法の改悪で、一定収入のある働き盛りの世代が、府営住宅から退去させられました。

その結果、私の地元の府営岩倉団地では、年々、お年寄りや障害者の比率が高くなり、入居世帯の40%、ほぼ2軒に1軒が65歳以上の方のひとり住まいになっています。

決算特別委員会で、「火災や地震の時に、お年寄りの命を守れるのか」と質問したところ、住宅課長は、「自治会を中心にやっていただけるものと承知している。」と答えましたが、国と府の政策によって、自治会の担い手がなくなっているのです。

いざと言うときに誰がお年寄りを助けるのですか。知事は「安心、安全」ということを強調されますが、万が一のとき、誰が府営住宅のお年寄りを守るのか、府の責任について、あらためて知事の認識をうかがいます。

国土交通省は、公営住宅法施行令を改定し、入居世帯の収入基準を現在の政令月収20万から15万8千円に引き下げて、働き盛りの世帯をさらに追い出そうとしています。

標準家賃も、政令月収15万8千円の世帯で月4万5千円から5万1200円に、17%も大幅に引き上げようとしています。収入の3分の1も家賃負担になります。

これではますます、自治会活動を担う世帯はいなくなり、府営住宅のコミュニティーが破壊されるではありませんか。これでは来年度予算で知事がかけている「地域力の再生」どころか、「地域力のさらなる破壊」ではありませんか。このような収入基準の引き下げと家賃値上げは撤回するよう国に求めるべきです。

また、先ほど指摘したように、現に高齢化が進み、火災や地震のときの安心安全だけでなく、毎月の清掃活動などにも支障をきたしています。

住民からは、清掃活動について、府の責任範囲を拡大してほしいという要望や、エレベーター設置など、強い要望が出されています。府営住宅の「地域力の再生」については、知事はどのように考えておられるのか、考えをお聞かせください。

また、府営住宅の高齢化率について、住宅課は「全体では20%で、一般と変わらない」とこたえましたが、個別具体的な府営住宅の実態は十分に把握されていません。

必要な実態把握を行なうとともに、団地住民、および自治会の役員さんから積極的に要望を聴き、「地域力の再生」を図るべきです。

そして、何よりも、府営住宅の新規建設をすすめるべきです。10年前の住宅建設費は115億円でしたが、昨年度はその5分の1以下で、20億円にまで削減されているのです。

山田知事になって4年間の合計でも、住宅建設費は102億円で、10年前1年間の額にも足りません。

府営住宅の新規建設をすすめることで、入居希望者の要望にこたえるとともに、「地域コミュニティーの再生」を図るべきです。以上、答弁を求めます。

【土木建築部長】 府営住宅の管理の問題ですが、府営住宅は日常生活の場であり自治会の果たされている役割は大きなものと認識しています。自助、共助、公助の関係によりそれぞれの果たすべき役割にもとづき京都府といたしましても引き続き努力していきたいと考えております。

なお、入居者の募集にあたりましては公募を原則としておりますので、入居者を特定することは困難でありますけれども、新婚世帯や子どもの多い世帯に対する優先入居に取り組むと共に、小学校就学前の子どもさんのいる世帯の入居収入基準の緩和などにより高齢者だけでなく若い世帯の入居をはかり地域コミュニティーの形成に一定寄与しているところであります。

また、府営住宅の高齢化の実態について地域ごと団地ごとに差異があることについて承知しておりまして、既存住宅へのエレベーターの設置、一定条件に該当する方には申し出により低層階へお移り頂くなどの対応をすすめているところであります。

昨年八月に、国土交通省から示されまして公営住宅の管理制度の見直し案につきましては、世帯収入や民間賃貸住宅の家賃水準の変化に伴い最低居住水準の住宅を市場マーケットにおいて自力で確保できる者も対象となる水準となっており、その結果真に住宅に困窮する多くの入居希望者が入居できない状況にあるためとうかがっておりますけれども、見直し内容につきまして国において更に検討することとされております。

府営住宅の新規建設についてであります。住宅ストックが量的には充足する中で、公営住宅の役割は、マーケット、市場をメインとする視点から、住宅市場の適正な形成を誘導しながら、民間では十分に対応できない低額所得者に対する住宅供給を担うことと認識しています。従いまして、京都府といたしましては、空家募集等の既存ストックを活用することなどを基本に、今後とも真に住宅に困窮されている方に適格に対応していきたいと考えている所であります。

【梅木】

部長が答えられたが、府営住宅の役割をいわゆるセーフティーネットということで、真に困窮する世帯に対してと方向転回してから、コミュニティーとしてのまとまりがどんどん破壊されてきている。そういう中で、どう地域力を再生するかが課題となって来ていると言うことを私は申し上げている訳です。これは、根本的な政策の転換が必要な訳でありますけれども、その中で、十分に住民のみなさんの声を聞いていただきたいということ、これはできることです。ぜひともお願い致します。ぜひとも府営住宅の役員さんとの、わいわいミーティングを開いて頂きたいということを要望しておきます。

公明党の、子どもの医療費での発言への反論

【梅木】

最後に、8日の本会議での公明党佐藤議員の、子どもの医療費に関わるわが党へのいわれなき発言について、一言申し上げます。

まず、「蛭川時代になぜ制度化できなかったのか」という発言についてですが、議事録を精査していただきたい。1972年9月議会で、日本共産党の浅川亨議員が、京都府議会で初めて、乳幼児医療費助成を要求し、翌12月議会で、蛭川知事が「十分研究してみたい」と答弁し、制度化に向けて医師会との調整に入るのです。

制度化を前にした1978年に自民党府政に変わります。ところが、自民党府政になって、制度化されたのは1993年で、15年もかかりました。この間、わが党は一貫して制度化を求めてきましたが、公

明党は何をしてきたのか。このことこそ問われます。

もう一つ、「予算案に反対したから実績とは言えない」という発言についてです。ご承知のとおり、予算案は一括採決です。

予算案には府民の暮らしの視点から、賛成する部分と、賛成できない部分があつて当然です。わが党は何でも賛成でも、何でも反対でもありません。だから、議案討論で、賛成、反対を明確にした上で、予算案全体についての態度を表明しているのです。

これは、議会の常識です。かつて公明党も、国会で野党だった時代、予算案に反対していましたが、この間は実績がなかったのでしょうか。このことを指摘して、私の質問を終わります。